

柳井市空き家バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家の有効活用を通して定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存在する居住を目的として建築され、かつ、現に居住の用に供されていない建物（近く居住しなくなる予定の物を含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は賃貸若しくは売却を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク制度 所有者等から空き家に関する登録の申込みを受け、登録を行った空き家の情報を公開するとともに、利用登録を行った者に対し、空き家の紹介を行う仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク制度以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンク制度による空き家の登録を受けようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、柳井市空き家バンク登録申込書（別記第1号様式）及び同意書（別記第1号様式の2）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、空き家バンク制度による紹介を行うことが適当と認めた空き家を柳井市空き家バンク登録台帳（以下「空き家台帳」という。）に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、柳井市空き家バンク登録完了通知書（別記第2号様式）により当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンク制度により紹介を行うことが適当と認めるものは、当該空き家の所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者（以下「空き家登録者」という。）

）は、当該登録事項に変更があったときは、柳井市空き家バンク登録事項変更届出書（別記第3号様式）により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(空き家の登録抹消)

第6条 市長は、第4条第2項の規定による登録をした空き家に係る所有権その他の権利に異

動があったとき、柳井市空き家バンク登録抹消届出書（別記第4号様式）が提出されたとき、空き家バンク制度により契約が成立したとき又は市長が空き家バンク制度による紹介を行うことが不相当と認めたときは、当該空き家の登録を抹消するとともに、その旨を柳井市空き家バンク登録抹消通知書（別記第5号様式）により当該空き家登録者に通知するものとする。

（利用登録の申込み等）

第7条 空き家バンク制度を利用し、空き家の紹介を受けようとする者（以下「利用登録申込者」という。）は、柳井市空き家バンク利用者登録申込書（別記第6号様式）に誓約書（別記第7号様式）及び同意書（別記第8号様式）を添えて、本人確認書類を提示の上、市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用登録申込者が次の各号のいずれかに該当していると認めるときは、柳井市空き家バンク利用者登録台帳（以下「利用者台帳」という。）に登録するものとする。ただし、利用登録申込者及び同居しようとする者が柳井市暴力団排除条例（平成23年柳井市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等と認められる場合を除くものとする。

- (1) 空き家に定住又は定期的に滞在して、地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) その他市長が適当と認めた者

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、柳井市空き家バンク利用者登録完了通知書（別記第9号様式）により当該利用登録申込者に通知するものとする。

（利用登録者に係る登録事項の変更の届出）

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用登録申込者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、柳井市空き家バンク利用者登録事項変更届出書（別記第10号様式）により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（利用者台帳の登録抹消）

第9条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するものとする。

- (1) 第7条第2項各号のいずれにも該当しないこととなったとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 柳井市空き家バンク利用者登録抹消届出書（別記第11号様式）が提出されたとき。
- (5) 空き家バンク制度により契約が成立したとき。
- (6) 利用者登録日から1年を経過したとき。
- (7) その他市長が適当でないとして認められたとき。

（利用登録の更新）

第10条 利用者登録の更新をしようとする者は、柳井市空き家バンク利用者台帳から登録抹消される前までに柳井市空き家バンク利用者登録更新届出書（別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録更新の届出があったときは、その内容を確認の上、適当と認めるときは利用者登録を更新するとともに、その旨を柳井市空き家バンク利用者登録更新完了通知書（別記第13号様式）により当該利用者登録更新届出者に通知するものとする。

（情報提供等）

第11条 市長は、空き家の登録情報を市ホームページ等に掲載し公開するとともに、必要に応じて、空き家登録者及び利用登録者に対して、空き家台帳及び利用者台帳に登録された情報を提供することにより、空き家及び利用登録者の紹介を行うものとする。

2 市長は、空き家登録者及び利用登録者による空き家に関する交渉並びに賃貸借契約及び売買契約については、直接これに関与しない。

3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

（個人情報の保護）

第12条 空き家台帳及び利用者台帳に保有する個人情報の取扱いについては、柳井市個人情報保護条例（平成17年柳井市条例第19号）に定めるところによる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。